

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
壬生町	南犬飼地区（北小林）	令和3年3月12日	令和3年3月12日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	121ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	96ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	30ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	21ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	18ha
（備考）地区内において今後中心経営体以外が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体を引き受けきる意向のある耕作面積は18haであり、後継者がいない耕作面積は21haとなっている。地区内には規模拡大を志向する中心経営体が4経営体あるが、それ以外では比較的経営規模の大きい農業者において現状維持の意向が多いことから、これらの農業者についても地域の担い手として営農維持の支援を行うとともに、集落営農組織の体制強化などにも取り組んでいく必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

規模拡大を志向する中心経営体への集積を推進するとともに、それ以外の農業者への集積・集約や営農継続支援を行い、地域の農地全体における営農継続を図る。

地域の農地を地域で守って行くため、集落営農組織の法人化など体制強化に取り組み、後継者がいない農地について集積・集約化を図っていく。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。